

平成27年 第2回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成27年6月2日

閉 会 平成27年6月2日

仁 木 町 議 会

平成27年第2回仁木町議会臨時会議事日程

◆日時 平成27年6月2日（火曜日）午前10時30分 開会

◆場所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議会運営委員会委員長報告 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 行政報告 |
| 日程第6 | 報告第1号 平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 承認第1号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号） |
| 日程第8 | 承認第2号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第9 | 承認第3号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第10 | 承認第4号 専決処分事項の承認について
平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第11 | 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号） |
| 日程第12 | 承認第6号 専決処分事項の承認について
平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号） |
| 日程第13 | 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第2号 平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）
請負契約の締結について |
| 日程第15 | 議案第3号 平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結に
ついて |

平成27年第2回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成27年6月2日 午前10時30分
閉 会 平成27年6月2日 午後 1時51分

議 長 山 下 敏 二 副 議 長 横 関 一 雄

出席議員（8名）

1 番 野 崎 明 廣 2 番 住 吉 英 子 3 番 嶋 田 茂
4 番 宮 本 幹 夫 5 番 大 野 雅 義 7 番 上 村 智 恵 子
8 番 横 関 一 雄 9 番 山 下 敏 二

欠席議員（1名）

6 番 林 正 一

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐藤 聖一郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	林 典 克	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
企 画 課 長	鹿 内 力 三	監 査 委 員	中 西 勇
住 民 課 長	嶋 井 康 夫		
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 浜 野 崇
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

開 会 午前10時30分

○議長（山下敏二）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。

林 正一議員より、欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から、平成27年第2回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山下敏二）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、1番・野崎君及び2番・住吉君を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（山下敏二）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村委員長。

○議会運営委員長（上村智恵子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日6月2日、火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本臨時会には、報告1件、承認6件、議案3件の合計10件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告でございます。日程第7から第10の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第11の専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第12の専決処分・補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第13の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第14から第15の請負契約については、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、6月2日火曜日。会期は、開会が6月2日、閉会が6月2日の1日限りといたします。

最後に、その他事項として、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（山下敏二）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（山下敏二）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、6月2日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、6月2日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（山下敏二）日程第4『諸般の報告』を行います。

はじめに、臨時会に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から例月出納検査報告書、平成27年度第1回、第2回が提出されております。内容はお手元に配布のとおりです。

次に、平成27年第1回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。

4月に入り、町内の各小・中学校では入学式が行われ、元気いっぱいの新1年生にお祝いの言葉を申し述べてまいりました。私の代理として、仁木小学校、仁木中学校の入学式に出席いただきました横関副議長、また、議員各位にこの場をお借りして御礼申し上げます。

また、4月24日には、本町移転後、初めての北海道芸術高等学校入学式が挙行され、出席をしてまいりました。芸術高校の生徒たちは、とても礼儀正しく同校の教育が勉学だけではなく、生徒指導の面にも行き届いていることに感銘を受けたところであります。

5月19日には、俱知安町の第一会館において、後志町村議会議長会の臨時総会が開催され、出席をしてまいりました。総会では、4月の統一地方選における町村議会議員の選挙により、新たに6名の町村議長が当選されたことに伴い、議長会役員の改選が行われました。選挙の結果、新会長に赤井川村の岩井議長が当選されました。私も議長会の会員の1人として、後志町村議会議長会の円滑な運営と町村議会相互の連携に務める所存であります。

次に、北後志衛生施設組合議会並びに北後志消防組合議会の開催状況について報告します。北後志衛生施設組合、北後志消防組合議会定例会が3月30日に招集され、出席をしてまいりました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。

続いて、後志広域連合議会の開催状況について報告いたします。後志広域連合議会臨時会が、6月1日に招集され、広域連合議会議員であります横関副議長から復命書の提出がありました。議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、私の諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（山下敏二）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）平成27年第2回仁木町議会臨時会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに、平成27年第2回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、山下議長、横関副議長をはじめ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。また、中西代表監査委員、天野農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

皆さん、ご承知のとおり、先週末、国内では大規模な自然災害が発生しました。5月29日には、口永良部島におきまして、大きな噴火が起き、翌日の30日には、小笠原諸島の西方沖で、マグニチュード8.5の巨大地震が発生しました。特に、口永良部島の爆発的噴火では、島民は1人の犠牲者を出すことなく、無事に島外に避難することができたのですが、その要因として住民同士のつながりに加え、高い防災意識に基づく事前準備が、スムーズな避難につながったと言われております。本町では、防災行政無線を町内各所に設置・整備しましたが、いつ起こるかわからない災害に備えるためにも、防災に対しましての意識の向上を図るために、常日頃から定期的な避難訓練はもちろんのこと、防災行政無線の有効活用を考え、町民の皆さんに防災意識を高めていくことが必要であると、この度の災害を目の当たりにし、改めて認識した次第であります。

さて、本題に戻りますが、本臨時会には、上村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、報告1件、承認6件、議案3件、計10件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。平成27年第2回仁木町議会臨時会開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。はじめに、ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税寄附金につきましては、本年4月1日から、ふるさと納税寄附金を実施している自治体を紹介するホームページ「ふるさとチョイス」に返礼品を掲示し、インターネットからの申込み及びクレジットカード決済での寄附の取扱いを導入したところです。これにより、5月19日現在、寄附の申込件数が1965人、申込金額2090万2001円と前年度を大きく上回るものとなりました。当初予算では、100件分の寄附金の歳入と、これに対する返礼品などの歳出予算を措置しておりましたが、それぞれ増額の補正が必要となりました。返礼品につきましては、4月1日に施行した仁木町ふるさと納税特産品贈呈事業実施要綱によりまして、地元事業者が町内で製造・加工・栽培などを行っている商品、町内の原材料を使用している商品及び町内で販売されている商品、並びに地元事業者が行うサービスとしているところではありますが、4月に入りましてから、町内で栽培している農産物及び地元事業者が行うサービスにつきましては、果樹観光協会、商工会、農協を通じ、参加希望の事業者を募ったところでもあります。その結果、6月中旬より返礼品の種類が増えることとなりました。これにより、今年度の寄附金総額の見込みは4710万円、返礼品などの歳出を3267万円と見込んだところです。つきましては、今臨時会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊につきましては、本年4月から募集を開始し、7月から活動が可能となるように関係機関と調整しながら取り組んでまいりました。4月中には、住宅の目処が1戸分しかできなかったこともあり、2戸分の目処がたった5月15日から、2名の募集をしたところです。今回募集の隊員につきましては、農村支援員として活動を期待するもので、隊員の活動支援につきましても、農業団体と調整しており、3年後の協力隊終了後は、本町に定住する意志のある方を選考したいと考えており、そのため、仁木町及び移住定住を支援する団体のホームページにより、広く募集したところでもあります。現在のところ、全国から問い合わせはあるものの、募集対象の都市地域な

どからの応募はありませんでした。全国的に予定どおり採用できる自治体は3分の1ほどの新聞報道があるように、本町におきましても採用が難しい状況となっております。今後、1か月程度延長し、再度の募集をする方向で検討しているところであります。

次に、仁木町観光協会観光案内所移転に伴う仁木町観光農園等管理施設の改修について申し上げます。仁木町観光農園等管理施設の改修につきましては、本年4月8日付けで、仁木町観光協会から仁木町観光協会観光案内所移転に伴い、仁木町観光農園等管理施設の改修要望を受けたところであります。要望内容といたしましては、町内外からのお客様に対し、対面型観光案内を実施し、後志地域の観光、地域情報の共有・発信・連絡等の体制強化を図るため、事務所内の拡張を行い、サービス向上と円滑な業務を推進することとされています。これを受けまして、町といたしましては協議を重ね、要望については、最小限の経費での対応をすることとし、4月15日に開催の仁木町議会全員協議会において、ご説明させていただきました。仁木町議会全員協議会の開催後、事務所の改修工事を発注し、5月19日に完成しております。今後におきましては、本町の観光振興において、更なる充実が図られる施設として機能するものと期待しているところであります。なお、改修工事に要する経費につきましては、専決にて補正予算を処理させていただきましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。余市川クリーンアップ作戦は、平成7年6月24日に、213名参加の下、第1回目が実施されてから、今年で21回目を迎えました。毎年多くの方々にご協力いただき、ここ数年は大型ごみの不法投棄は少なくなってきました。本年は、5月23日土曜日、午前9時から、仁木町ふれあい遊トピア公園で開会式を行った後、参加した502名のボランティアの皆さんが、各流域の箇所に分散し、清掃活動を行い、本町においては7か所106名により、廃タイヤ10本、冷蔵庫1台を含む、ごみ750kgを回収し、正午頃には、全地区無事故で終了することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、仁木町商工会、後志総合振興局及び余市川土地改良区などの機関・団体並びに、なかよしくラブ安心警ら隊、NPO法人銀山さわやか福祉NPO、余市川カヌークラブの皆様方にご協力をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきましても、地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、水資源の大切さを自覚し、併せて自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。なお、当日、午前8時過ぎから、仁木町役場福利厚生会の会員39名により、仁木町役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、余市川クリーンアップ作戦に参加しております。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第2号・第3号関連）、配水管布設工事位置図（議案第3号関連）を配布しておりますので、後程ご高覧願います。以上で、行政報告とさせていただきます。

○議長（山下敏二）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、角谷教育長から、教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）改めまして、おはようございます。

新年度も早2か月が経過いたしました。4月には、輝かしい入学式、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、お祝いに駆けつけていただき、厚くお礼申し上げます。

また、5月30日には、仁木小学校で大運動会が開催されました。この運動会にも、ご声援のため、駆けつけていただいた議員の皆様には感謝いたします。これから、仁木中学校、銀山中学校、そして、銀山小学

校、運動会が各週にあるわけでございますけれども、子どもたちの元気な姿に、議員の皆様方のご声援を送っていただければ幸いと存じます。

では、平成27年第2回仁木町議会臨時会における教育行政報告を申し上げます。はじめに、学童用ヘルメット及び防犯ブザーの寄贈について申し上げます。この度、社会貢献事業の一環として、仁木建設協会、仁木 洋会長より、町内小学校の新1年生及び転入生に対して、学童用自転車用ヘルメット23個（仁木小学校は21個、銀山小学校は2個）、仁木町防犯協会、中村廣治会長より、新入学児童等に対して、防犯ブザー25個（予備2個を含む）を、それぞれ寄贈していただきました。仁木建設協会からの学童用ヘルメットの寄贈は、平成24年度から始められたものであり、平成26年度からは、転入生に対してもご配慮をいただいております。来年度以降も、新1年生と転入生に対しまして、ヘルメットを寄贈していただけるとのお話を伺っております。また、仁木町防犯協会からの防犯ブザーにつきましては、防犯活動の一環として、平成25年度からの寄贈であります。心温まる善意に、保護者をはじめ、学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

次に、平成27年度全国学力・学習状況調査について申し上げます。義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象とした、文部科学省による全国学力・学習状況調査が4月21日、火曜日に実施されました。本町においては、小学校で2校23名（仁木22名、銀山1名）、中学校では、欠席1名を除く2校22名（仁木17名、銀山5名）が参加いたしました。今回の調査は、3年に1度の理科が加わり、国語、算数・数学及び理科の基礎的知識と、知識の活用力を問う問題、更には、学習意欲や環境など生活環境を尋ねるアンケートも同時に実施されました。今後、調査結果が文部科学省から公表され次第、その結果を参考にいたしまして、教育指導方法等の工夫改善に活用してまいります。なお、文部科学省は、平成26年度から各教育委員会の判断で、市町村別・学校別の平均正答率の公表を認めるとしておりますが、本町では、参加児童生徒数が少ないことから、個人の結果が特定されるおそれがあり、また、公表によって序列化や過度な競争が生じる可能性があるため、平成27年1月30日開催の平成27年第1回仁木町教育委員会定例会において、本調査の結果については公表しないことを決定しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で、教育行政報告を終わります。

○議長（山下敏二）角谷教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 報告第1号

平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山下敏二）日程第6、報告第1号『平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を議題とします。

本件について、報告を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、報告第1号でございます。

平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、平成26年度余市郡仁木町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

なお、詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）報告第1号、平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項では、地方公共団体の長は繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならないと規定されております。平成26年度の繰越明許費につきましては、平成26年度内に支出を終わらなかつたため、予算の定めるところにより翌年度に繰り越したものでございます。

次のページをお開き願います。平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、金額は4040万円、翌年度繰越額は全額の4040万円を繰り越しているものでございます。財源といたしましては、国庫支出金3989万9000円が未収入特定財源で、一般財源が50万1000円でございます。7款、1項、商工費、地域経済循環創造事業、金額は3500万円、翌年度繰越額は3500万円を繰り越しているものでございます。財源といたしましては、国庫支出金3500万円が未収入特定財源でございます。以上、2事業の合計金額は7540万円、翌年度繰越額7540万円、財源といたしましては、国庫支出金7489万9000円が未収入特定財源で、一般財源が50万1000円であります。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）報告が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

本件については、地方自治法第213条及び同法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第1号『平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について』を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（山下敏二）日程第7、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、仁木町長

佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。『平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』、平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1166万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6777万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。平成27年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第1号、平成26年度一般会計補正予算（専決第3号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、平成27年3月31日付けで専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から2ページでございますが、21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計1166万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を35億6777万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から4ページでございますが、14款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計1166万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を35億6777万6000円とするものでございます。

次に、5ページでございます。第2表、繰越明許費補正、1.追加でございます。地域経済循環創造事業につきましては、総務省の同事業に町内の企業が補助採択され、事業を実施しておりましたが、平成26年度中に事業を完了する見込みがないことから、事業費3500万円を、平成27年度に予算を繰り越して実施するものでございます。

次に、6ページでございます。第3表、地方債補正、1.変更でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業につきましては120万円を減額し、借入限度額を1190万円に変更するものでございます。

次に7ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

続きまして、8ページでございます。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金2049万円の減、地方債120万円の減、その他財源12万8000円の減、一般財源3348万6000円の増となっております。

次に、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、額の確定により27万7000円の追加、2目、法人につきましても、額の確定により15万1000円を追加するものでございます。2項、1目、固定資産税につきましては、額の確定により31万3000円を追加するものでございます。3項、1目、軽自動車税につきましても、額の確定により1万4000円を追加するものでございます。4項、1目、市町村たばこ税につきましても、額の確定により52万5000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。2款、地方譲与税、1項、1目、地方揮発油譲与税につきましては、額の確定による99万4000円の減額でございます。2項、1目、自動車重量譲与税につきましても、額の確定

による84万7000円の減額でございます。地方道路譲与税につきましては、歳入がなかったことから1000円を減額し廃項としております。

次に11ページ、3款、1項、1目、利子割交付金につきましては、額の確定による8万5000円の減額でございます。

次に、12ページでございます。4款、1項、1目、配当割交付金につきましても、額の確定により89万4000円を追加するものでございます。

次に13ページ、5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金につきましても、額の確定により54万円を追加するものでございます。

次に、14ページでございます。6款、1項、1目、地方消費税交付金につきましては、額の確定による91万2000円の減額でございます。

次に15ページ、7款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金につきましては、額の確定により59万5000円を追加するものでございます。

次に、16ページでございます。8款、1項、1目、自動車取得税交付金につきましても、額の確定により105万6000円を追加するものでございます。

次に、17ページでございます。10款、1項、1目、地方交付税につきましては、普通交付税が158万7000円、特別交付税が2966万2000円の合計3124万9000円を追加するものでございます。増額の主な要因といたしましては、平成26年度の国の補正予算に伴う調整分の追加交付分でございます。

次に、18ページでございます。11款、1項、1目、交通安全対策特別交付金につきましては、額の確定による5万6000円の減額でございます。

次に、19ページでございます。12款、分担金及び負担金、1項、負担金、2目、衛生費負担金につきましては、収入実績により1万8000円、3目、農林水産費負担金につきましても、収入実績により46万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、20ページでございます。13款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料につきましては、額の確定による1万1000円の減額、2目、民生使用料につきましては、それぞれ保育所の入所児童の増減により51万2000円の追加、3目、衛生使用料につきましては、額の確定により14万2000円の追加、4目、土木使用料につきましては、1節から21ページの4節まで、それぞれの収入実績による182万9000円の追加でございます。5目、教育使用料につきましては、額の確定による5万2000円の減額でございます。2項、手数料、1目、総務手数料につきましては、額の確定により26万2000円の追加でございます。

22ページでございます。2目、衛生手数料につきましては、収入実績により18万3000円の減額、3目、農業手数料につきましては、額の確定により2万6000円を追加するものでございます。

次に、23ページでございます。14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、それぞれの額の確定により288万5000円を減額するものでございます。2項、国庫補助金、1目、民生費国庫補助金につきましては、それぞれ額の確定による125万1000円の減額、2目、土木費国庫補助金につきましても777万3000円を減額するものであり、内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金の橋りょう長寿命化修繕事業における交付金が692万8000円の減額、地域住宅交付金が84万5000円の減額でございます。

次に、24ページでございます。3目、教育費国庫補助金につきましても、額の確定による82万6000円の減額、5目、衛生費国庫補助金につきましては、感染症予防事業等補助金の検診対象者が拡大になったことに伴い、4万円を追加するものでございます。次に、3項、委託金、1目、総務費委託金につきましても

は、額の確定により7万2000円の追加、2目。民生費委託金につきましても、国民年金に係る事務委託金等の額の確定により89万4000円を追加するものでございます。

次に、25ページでございます。15款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費負担金につきましては、1節から6節まで額の確定による60万円の減額でございます。2項。道補助金、2目。民生費補助金につきましては、1節から次のページ26ページの5節まで、それぞれ額の確定又は収入実績を増減するものであり、合計470万7000円の減額でございます。3目。衛生費補助金につきましては、額の確定による12万1000円の減額、4目。農林水産業費補助金につきましても、青年就農給付金の対象者が1名減ったことにより150万円の減額、未来につなぐ森づくり事業の事業量の減などにより、合計353万3000円を減額するものでございます。

次に、27ページでございます。6目。教育費補助金につきましては、子ども体験塾をはじめとした土曜日の各種活動支援に対する補助金で、目を新設し8万円を追加するものでございます。3項。道委託金、1目。総務費委託金につきましては、2節から4節まで額の確定により、それぞれ増減し49万4000円の減額、2目。農林水産業費委託金につきましては、額の確定により1万1000円を追加するものでございます。4目。民生費委託金につきましては、地域児童福祉事業等調査費委託金の追加に伴い、目を新設して3000円を追加するものでございます。

次に28ページ、16款。財産収入、1項。財産運用収入、1目。財産貸付収入286万3000円の減額につきましては、旧仁木商業高等学校の教職員住宅の購入が3月になったことに伴い、職員住宅収入が261万3000円の減額になったことなどによるものであります。2目。利子及び配当金につきましては、収入実績により1万円を追加するものでございます。2項。財産売払収入につきましては、不動産と物品それぞれの収入実績により6万6000円を減額するものでございます。

次に29ページ、17款。1項。寄附金、1目。一般寄附金につきましては、5件44万円の寄附がございました。このうち1件20万円につきましては、銀山小・中学校の図書購入に係る寄附であり、他の4件につきましても、地域振興目的の寄附でありますので、歳出でふるさと振興基金に積立てるものでございます。

次に、30ページでございます。18款。繰入金、1項。基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、繰入を行わなかったため、50万2000円全額を減額し廃目としてございます。

次に、31ページでございます。20款。諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては、延滞金、加算金、過料ともに収入がなかったため、廃項としております。町預金利子につきましても、一時運用の利子がなかったため、1000円を減額し廃項としております。3項。1目。貸付金元利収入につきましては、奨学金返還金の実績により20万8000円を減額してしております。4項。受託事業収入につきましては、32ページでございますが、2目。後期高齢者医療広域連合受託事業収入の収入見込みによる8万円の減額、3目。地域支援事業受託収入につきましても、介護予防事業分の収入実績に伴い36万6000円の減額でございます。5項。雑入、滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息につきましては、収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃目としております。4目。雑入につきましては、重度心身障害者高額療養費の収入見込みによる97万6000円の追加をはじめとして、35ページまで、それぞれ収入見込み又は額の確定により144万1000円を追加するものでございます。

次に、35ページでございます。中段でございますが、6目。介護保険収入につきましては、介護予防サービス計画の策定件数の増に伴い57万6000円の追加、7目。過年度収入につきましては、それぞれ額の確定に伴い21万8000円を追加するものでございます。

次に、36ページでございます。21款。1項。町債につきましては、先程、第3表の地方債補正で説明し

た分でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、すべて執行残で56万7000円を減額するものでございます。

次に38ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、1節から39ページの19節まで執行残による減額でございますが、39ページ下段の28節、繰出金につきましては、北海道備荒資金組合の超過納付金に9106万1000円の積立を行うものであります。

次に、40ページでございます。2目、交通安全推進費8万8000円の追加につきましては、交通安全灯の電気料に不足が生じたため、14万2000円の追加、工事請負費につきましては、執行残を減額するものでございます。3目、文書広報費80万4000円の減額、4目、財産管理費431万円の減額につきましても、執行残を減額するものでございます。

次に、42ページでございます。中段の5目、企画費につきましては、財源内訳の変更、9目、ふるさとづくり事業費44万円の追加につきましては、寄附金44万円をふるさと振興基金に積立てるものでございます。2項、徴税費、1目、税務総務費42万円の減額、2目、賦課徴収費13万1000円の減額につきましても、執行残をそれぞれ減額するものでございます。

次に、43ページでございます。3項、1目、戸籍住民登録費31万3000円の減額につきましても、執行残を減額するものでございます。4項、選挙費、2目、知事道議選挙費136万4000円の減額につきましても、44ページまで執行残を減額するものでございます。

次に、45ページでございます。4目、衆議院議員選挙費につきましては、財源内訳の変更でございます。5項、統計調査費、6目、農林業統計調査費20万3000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、46ページでございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費70万4000円の減額、2目、老人福祉費310万5000円の減額につきましても、8節から49ページでございますが、20節まですべて執行残を減額するものでございます。3目、老人福祉費3万円の減額につきましても、執行残を減額するものでございます。4目、心身障害者特別対策費980万円の減額につきましては、50ページでございます、障害福祉サービス費等支弁経費に不足が生じたため、19節4万1000円の追加及び20節353万6000円を追加する以外は、すべて執行残を減額するものでございます。

次に、51ページでございます。5目、国民年金事務費につきましては、補助金額の確定に伴う財源内訳の変更でございます。6目、後期高齢者医療費につきましては、執行残及び後期高齢者医療特別会計への繰出金合わせて21万円の減額でございます。

次に、52ページでございます。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、8節、報償費、子育て支援推進事業報償のひとり親家庭に対する保育奨励金に不足が生じたので、14万3000円の追加、それ以外は、すべて執行残で175万8000円の減額でございます。

次に、53ページでございます。2目、乳幼児等医療費27万5000円の減額、3目、母子福祉費81万2000円の減額につきましても、すべて執行残を減額するものでございます。

次に、54ページでございます。4目、保育所費437万3000円の減額につきましては、へき地保育所の指定管理料など、執行残による減額でございます。下段の災害救助費につきましては、執行がありませんでしたので10万円全額を減額し廃項としております。

次に、56ページでございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費157万1000円の減額につきましては、妊婦健診委託料などの執行残、更に、国保特別会計繰出金の減額などによるもので

ございます。2目、老人保健推進費173万6000円の減額につきましては、すべて執行残を減額するものでございます。

次に、57ページでございます。3目、予防費327万9000円の減額につきましては、予防接種受診者数の減に伴う執行残を減額するものでございます。4目、環境衛生費493万6000円の減額につきましては、7節から59ページでございます、19節まですべて執行残を減額するものでございます。59ページ下段の5目、上水道費822万2000円の減額につきましては、簡易水道特別会計の歳出の減及び歳入の増に伴い、繰出金を減額するものでございます。

次に、61ページでございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費53万4000円の減額につきましても、62ページの19節まですべて執行残を減額するものでございます。62ページ中段の2目、農業総務費につきましては、補助金額の確定に伴う財源内訳の変更でございます。3目、農業振興費246万8000円の減額につきましては、1節から64ページでございますが、19節まですべて執行残を減額するものでございます。64ページ中段の4目、農用地開発事業費につきましては、国営土地改良施設維持管理負担金に不足が生じたため、2000円を追加するものでございます。5目、山村振興施設費5万8000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございます。

次に、65ページでございます。7目、農用地再編開発事業費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、林業費、1目、林業総務費278万6000円の減額につきましては、未来につなぐ森づくり事業の事業量の減に伴うものでございます。

次に、66ページでございます。7款、1項、商工費、2目、商工振興費9万9000円の減額につきましても、執行残を減額するものでございます。

次に、67ページでございます。8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費5000円の減額につきましても、執行残の減額、2目、土木機械管理費につきましては、財源内訳の変更でございます。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費につきましては、執行残18万3000円を減額するものでございます。2目、道路維持費につきましては、68ページの除雪委託料をはじめとし、執行残662万3000円を減額するものでございます。下段の4目、橋りょう維持費2386万5000円の減額につきましては、69ページでございますが、橋りょう補修工事における執行残等を減額するものでございます。3項、河川費、1目、河川総務費312万7000円の減額につきましても、河川維持管理賃金等の執行残によるものでございます。

次に、70ページでございます。4項、住宅費、1目、住宅管理費につきましても、すべて執行残によるもので32万6000円を減額するものであります。

次に、71ページでございます。9款、1項、消防費、2目、水防費7万4000円、3目、災害対策費20万8000円の減額につきましても、執行残を減額するものでございます。

次に、72ページでございます。10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費につきましても、健診委託料9万円の執行残の減額でございます。2項、小学校費、1目、学校管理費448万6000円の減額につきましても、73ページの通学バス運行委託料などの執行残を減額するものでございます。73ページ下段の2目、教育振興費35万4000円の減額につきましては、就学援助費などの執行残を減額するものでございます。

次に、74ページでございます。3目、中学校費、1目、学校管理費217万6000円の減額につきましては、重油代などの執行残を減額するものでございます。

次に、75ページでございますが、下段の2目、教育振興費16万9000円の減額につきましても、76ページまで執行残を減額するものでございます。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費36万円の減額につき

ましても、すべて執行残を減額するものでございます。

次に77ページ、5項。保健体育費、1目。保健体育総務費20万6000円、2目。体育施設費7万7000円、3目。学校給食費96万9000円につきましても、それぞれ執行残を減額するものでございます。

次に、79ページでございます。12款。1項。公債費、1目。元金につきましては、額の確定による執行残1万1000円の減額、2目。利子373万9000円の減額につきましては、長期償還利子298万円が執行残、一時借入利子につきましては、借入がございませんでしたので75万9000円を全額減額するものでございます。

次に、80ページでございます。13款。諸支出金、1項。基金費、2目。減債基金費につきましては、2531万1000円を積立てるものでございます。

次に、81ページでございます。14款。1項。1目。予備費につきましては、執行残150万9000円の減額でございます。83ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）69ページの橋りょう補修工事で、工事請負費がこれだけ残として残っていますけどもね、これは、どこの橋、月見橋のことなんですか。これ、お願いします。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）月見橋と長沢橋の工事でございます。2339万8000円と大幅な減額になった理由でございますが、補助要望の90%しか補助金がつかなかったということがございまして、その補助金額に合わせて設計し、発注したことによる減ということでございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）この間ちょっと月見橋見ましたけどね、まだ、こう工事が途中っていう感じでありましたけど、これは、今後どういうふうにしていくんでしょうか。

○建設課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○建設課長（岩佐弘樹）月見橋及び長沢橋につきましては、平成27年度、今年で工事完了の予定でございますので、引き続き工事を進めてまいるところでございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）27ページの社会参加促進事業補助金なんですけどね、これは、どういうもので予算が付いていたんでしょうか。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）ページ数が、27ページの一番上の教育費の補助金の関係ですよね、道教委の方から、週休2日制に伴って、土曜日については社会教育の授業をやりなさいっていうのが、今までの形であったんですけども、ゆとり教育から、今度は土曜授業、また土曜の授業を積極的にやりなさいということか

ら、先程、財政課長の方から、仁木町子ども体験塾ということで説明したと思うんですが、2年前から1年間を通して、1年に10回ほどなんですけれども、一過性の授業でなくて、継続的に子どもたちをひと月に1回は、社会教育の授業に参加させようということが、この度、道の方の事業に合致いたしまして、土曜の授業ではありませんけれども、土曜授業ではありませんけれど、土曜日の事業として、仁木町で開催している子ども体験塾が採択になったという部分で、今回、平成26年度でですね、新しく本目新設ということで、歳入で計上したものでございます。

○7番（上村智恵子）議長。

○議長（山下敏二）上村君。

○7番（上村智恵子）そしたらそれは、今年度も引き続き、そういうふうに体験塾をやっていく、幅を広げていくってことなんでしょうか。

○教育長（角谷義幸）議長。

○議長（山下敏二）角谷教育長。

○教育長（角谷義幸）この子ども体験塾は、今年で3年目、子どもたちの社会参加型といいますか、その事業については、これからも続けていきたいというふうに考えておりますし、今年度も、道教委の方に、この事業の採択については、お願いしているところでございます。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第8、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。『平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』、平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億276万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第2号、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成27年3月31日付けで専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計344万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を3億276万8000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計344万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を3億276万8000円とするものでございます。

次に3ページ、事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

次に、4ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源189万9000円の減、一般財源534万5000円の増となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより551万8000円の追加、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、収入見込みにより12万3000円の減額でございます。

次に6ページ、2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、収入見込みによる4000円の追加でございます。

次に7ページ、財産収入につきましては、収入がなかったため、1000円を減額し廃款とするものでございます。

次に、8ページでございます。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては、広域連合の人件費の減により4万8000円の減額でございます。

次に9ページ、6款、諸収入、延滞金及び過料、預金利子につきましては、収入がなかったため、それ

ぞれ1000円を減額し廃項としております。4項. 受託事業収入、1目. 特定健康診査等受託料につきましては、190万2000円の減額でございます。

続きまして、11ページでございます。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費11万2000円の減額につきましては、執行残を減額するものでございます。2項. 徴税费、1目. 賦課徴収費につきましては、財源充当の変更でございます。

次に12ページ、3項. 1目. 審議会費につきましては、国税税審議会の開催回数の減に伴い、2万4000円の減額でございます。

次に、13ページでございます。2款. 保健施設費、1項. 1目. 特定健康診査等事業費につきましては、特定健診等の委託料の執行残190万3000円の減額でございます。

次に14ページ、公債費につきましては、一時借入金がなかったため、7万円を減額し廃款とするものでございます。

次に、15ページでございます。4款. 諸支出金、1項. 償還金及び還付加算金、1目. 一般被保険者等還付金につきましては、還付金に不足が生じたので34万4000円を追加するものでございます。退職被保険者等保険料還付金、一般被保険者償還金、退職被保険者等償還金につきましては、支出がなかったため、廃目としてございます。

次に、16ページでございます。5款. 1項. 1目. 基金積立金534万3000円の追加につきましては、国保財政調整基金に534万4000円を積立、利子については1000円の減額を行うものでございます。

17ページでございます。予備費につきましては、執行がなかったため、10万円を減額し廃款としております。

19ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について

平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第9、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。『平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』、平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ671万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8733万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第3号、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成27年3月31日付けで専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料、3款、繰入金、5款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計671万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億8733万6000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費、3款、公債費、4款、予備費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計671万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億8733万6000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源671万3000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、1目、使用料につきましては、収入見込みにより134万2000円の追加、2項、1目、手数料につきましても、収入見込みにより16万9000円の追加でございます。

次に6ページ、3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、歳出の減により822万2000円の減額でございます。

次に7ページ、5款. 諸収入、1項. 延滞加算金及び過料、過料につきましては、収入がなかったため、1000円を減額し廃目としております。預金利子につきましても収入がなかったため、1000円を減額し廃項としてございます。

続きまして、9ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費につきましては、7節から12節まで執行残16万6000円の減額でございます。

次に、10ページでございます。2目. 維持管理費につきましても、13ページまで執行残518万円の減額でございます。

次に、14ページでございます。3款. 1項. 公債費、2目. 利子につきましては、長期債償還利子63万2000円が執行残、一時借入金利子につきましては、借入がありませんでしたので、72万5000円を全額減額するものでございます。

次に15ページ、予備費につきましては、執行がなかったため、1万円を減額し廃款としております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第4号 専決処分事項の承認について

平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第10、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。『平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』、平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6177万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第4号、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましても、平成27年3月31日付けで専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額合計158万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を6177万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費までそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額合計158万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を6177万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、広域連合支出金まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源6万9000円の減、一般財源151万4000円の減となっております。

続きまして、5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料4万円の減額、2目、普通徴収保険料137万3000円の減額につきましては、それぞれ収入見込みによるものでございます。

次に、6ページでございます。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、額の確定により1000円の追加でございます。

次に、7ページでございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、歳出の減に伴い6万8000円の減額でございます。

次に、8ページでございます。5款、諸収入、延滞金加算金及び過料につきましては、延滞金、過料ともに収入がなかったため、それぞれ1000円を減額し廃項としてございます。2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては2万9000円を減額するものでございます。預金利子及び雑入につきましては、収入がありませんでしたので、それぞれ1000円を減額し廃項としております。

次に9ページ、6款、広域連合支出金、1項、広域連合交付金、1目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、額の確定により7万円の減額であります。

続きまして、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残3万3000円の減額、2項、1目、徴収費につきましても、執行残1万1000円の減額でございます。

次に12ページ、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額の確定により141万1000円の減額でございます。

次に13ページ、3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましても、執行残2万8000円を減額するものであります。

次に、14ページでございます。予備費につきましては、執行がありませんでしたので、10万円を減額し廃款としております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

**日程第11 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）**

○議長（山下敏二）日程第11、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求め。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）、仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成27年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第5号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

この度の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、本年3月31日にそれぞれ公布され、一部を除いて4月1日から施行されております。これに伴い、仁木町税条例及び昨年6月の第2回仁木町議会定例会で制定いたしました仁木町税条例等の一部を改正する条例につきましても改正する必要が生じておりましたが、今回の改正には、昨年改正を行い、本年4月1日から施行を予定しておりました軽自動車税の施行期日の変更改正も含まれており、改正条例施行前、すなわち3月31日までに公布し施行する必要が生じておりました。地方税法の改正につきましては、本年の3月31日に参議院本会議において可決され、同日の深夜に公布されましたが、同日中に議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたことから、4月1日施行分と合わせて3月31日付けで専決処分し公布・施行したものであります。

条例改正の主な内容といたしましては、1つ目として、軽自動車税の減免申請期限の変更でございます。2つ目として、個人住民税における住宅ローン制度の適用期間の延長でございます。3つ目として、ふるさと納税の申告特例の規定でございます。4つ目として、土地価額宅地等及び農地に対して課する固定資産税の特例の延長でございます。5つ目として、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定でございます。6つ目として、昨年の条例改正において、今年度以降分の軽自動車について適用されることとされていた原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車等に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置等であります。本条例改正につきましては、仁木町税条例と昨年度制定いたしました仁木町税条例等の一部を改正する条例の2つの条例を改正するもので、仁木町税条例の改正を第1条として、仁木町税条例等の一部を改正する条例を第2条として、それぞれ条例制定を行っているものであります。議案の改め文の朗読を省略させていただきます。参考資料として添付しております新旧対照表により説明を行います。

それでは、新旧対照表、第1条関係の1ページをお開き願います。新旧対照表の第1条関係でございますが、表の右側が改正前、左側が改正後となっております。第31条につきましては、法人町民税の均等割の税率区分であります資本金の額に関わる引用条項の改正措置を行っているものでございます。

次に、2ページをお開き願います。第48条第6項でございますが、法人町民税の申告納付の規定でありまして、地方税法の改正に伴う引用条項の整備であります。第50条につきましては、法人町民税に係る不足税額の納付の手続きを定めているものでございますが、こちらも地方税法の改正に伴う引用条項の整備であります。

次に、3ページをお開き願います。第57条及び中段の第59条につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備、第71条につきましては、文言の整理をしたものであります。下段の第89条は、公益の車両の軽自動車税の減免についての規定であり、減免申請の期限を現行では納期前7日としていたものを、納期期限までに改めるものでございます。第90条は、身体障害者等が所有する車両の軽自動車の減免についての規定であります。4ページでございますが、軽自動車税の減免申請の期限を現行では納期前7日としていたものを、納期期限までに改めるものでございます。第139条の3につきましては、特別土地保有税の減免についての規定であります。文言の整理を行ったものでございます。下段の附則第7条の3の2につきましては、個人町民税における住宅ローン制度の適用期限を2年間延長するものであります。

次に、5ページでございます。第9条及び第9条の2は、ふるさと納税の申告特例についての規定を定めたものでございます。現在まで、ふるさと納税を行った者につきましては、確定申告により税の控除を受けておりましたが、この度の改正では、確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税に対するふるさと納税の控除申請を寄附先団体が本人に変わって行うことを要請できる仕組みを規定しているものでございます。

次に、6ページでございます。第11条及び第11条の2につきましては、固定資産税における特例及び土地の負担調整措置を3年間延長するものであります。第12条から8ページの第13条まででございます。宅地等や農地に対して課する固定資産税の特例措置を3年間延長するものでございます。下段の第15条につきましては、特別土地保有税につきましても、特例措置を3年間延長するものでございます。

次に、9ページでございます。第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例を定めたもので、平成27年度中に新規取得した一定の環境性能を有する軽自動車等について、その燃費性能に応じて、平成28年度に限り、軽自動車税の軽減を図るものでございます。各燃費性能に応じて、第1項は、電気自動車等の軽自動車税を概ね75%軽減、第2項は、エネルギー消費効率が、燃費性能基準のプラス20%達成車の軽自動車税を概ね50%軽減、第3項は、燃費基準達成車の軽自動車税を概ね25%軽減することを規定しているものでございます。

続きまして、第2条関係でございます。第2条関係の1ページでございますが、本条例改正につきましては、昨年の第2回定例会で改正を行った税条例につきましては附則の改正を行うものでございます。第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例の定めであります。第1項は、軽自動車の経年重課を規定しているもので、初めて車両番号を登録した年から14年を経過したとき、すなわち13年を経過した三輪以上の軽自動車に対して重課の規定を定めているものでございます。第2項、第3項及び2ページの第4項につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項の整備でございます。中段の附則の改正では、昨年の条例改正により施行期日を定めていたものであります。第3号では、第1条、軽自動車税の税率改正につきまして3600円に係る部分、すなわち二輪車のものの施行期日を本年4月1日から除くという改定であります。第4号では、第82条第1号、これは原動機付自転車、第2号のア、3600円に限る部分、これは二輪車、同号イ、これは小型特殊自動車、第3号、これは、二輪の小型自動車等につきまして、施行期日を1年間延長し、平成28年4月1日から改めるものでございます。第4条は、軽自動車に係る経過措置を規定しているもので、施行期日の延長を行った軽自動車税について、平成27年度分の経過措置を定めているもの

でございます。

次に、3ページでございます。第6条につきましては、本条例の改正に伴う引用条項の整備でございます。

次に、4ページをお開き願います。附則となっております。今回の条例改正に伴う施行期日の定めがあります。第1条では、この条例の施行期日を定めておまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中仁木町税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行としており、本年の3月31日に公布し、施行しております。第2条につきましては、町民税に関する経過措置を規定しているものでございます。第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置について規定しているものでございます。第4条につきましては、軽自動車税に関する経過措置について規定しているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）ちょっと文言のことで、ちょっと聞きたいんですけども、8ページの第13条、ここで特別土地保有税の課税の特例ってありますけど、この特別土地保有税ということは、どういうことなのか、ちょっとその辺、ちょっと詳しく教えていただければと思いますけれども。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）特別土地保有税につきましては、地方税法に基づき、土地の所有、取得に対し、その土地が所在する市町村において、所有者又は取得者に課される税金でございます。1万㎡以上の土地の取引を行った場合に課される税金であります。この税金につきましては、平成15年度から新規の課税が停止されているものでございまして、今は、どこの市町村でも賦課されていない税金でございます。ただし、条例としては残っているものですから、その条例の改正を今回行っているものでございます。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第12 承認第6号 専決処分事項の承認について
平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（山下敏二）日程第12、承認第6号『専決処分事項の承認について・平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第6号でございます。

専決処分事項の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成27年4月21日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4916万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年4月21日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）承認第6号、平成27年度一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、平成27年4月21日付けで専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計129万6000円を追加し、補正後の歳入合計額を33億4916万7000円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。7款、商工費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計129万6000円を追加し、補正後の歳出合計額を33億4916万7000円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

続きまして、4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正後の補正額の財源内訳でございますが、一般財源129万6000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため、129万6000円を繰り入れるものでございます。

次に、7ページでございます。歳出でございます。7款、1項、商工費、2目、商工振興費129万6000円の追加につきましては、町観光協会の事務所が、フルーツパークにきから観光農園等管理施設、観光管理センターに移転したことに伴う改修で、本年度の観光シーズンを控え、対面型観光案内の充実と狭隘事務所スペースの拡張が必要でありましたことから、改修工事を行ったものであります。この工事の実施に伴い、事務室床面積は19.8㎡から37.9㎡に拡張されております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号『専決処分事項の承認について・平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第6号『専決処分事項の承認について・平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第13 議案第1号 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山下敏二）日程第13、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）、平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3397万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8314万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩井秋男）議長。

○議長（山下敏二）岩井財政課長。

○財政課長（岩井秋男）議案第1号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。17款、寄附金から20款、

諸収入を補正いたしまして、歳入合計額に補正額合計3397万3000円を追加し、補正後の歳入合計額を33億8314万円とするものでございます。

次に、2ページでございます。歳出でございます。2款．総務費、7款．商工費、10款．教育費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額合計3397万3000円を追加し、補正後の歳出合計額を33億8314万円とするものでございます。

次に、3ページでございます。事項別明細書、歳入でございます。1款．町税から21款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に4ページ、歳出でございます。1款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳でございますが、その他財源20万4000円の増、一般財源3376万9000円の増となっております。

次に、5ページをお開き願います。歳入でございます。17款．1項．寄附金、1目．一般寄附金につきましては、先程の行政報告でもありましたとおり、当初予算では、ふるさと納税寄附金として100件100万円の寄附金を見込んでおりましたが、5月19日現在で既に1965件、2090万2000円のふるさと納税がありましたので、今後の増加も見込み4610万円を増額するものでございます。

次に、6ページでございます。18款．繰入金、1項．基金繰入金、1目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため予算措置しておりました基金を1233万1000円減額するものでございます。

次に、7ページでございます。20款．諸収入、5項．4目．雑入につきましては、今月から任用を予定しております、臨時的任用職員の社会保険料20万4000円の増額でございます。

次に、9ページをお開き願います。歳出でございます。2款．総務費、1項．総務管理費、5目．企画費につきましては、企画課におきまして、新規事業の事務のふくそうにより、臨時職員を約2か月間雇用するための賃金28万3000円を追加するものでございます。

次に、10ページでございます。7款．1項．商工費、2目．商工振興費3191万1000円の追加につきましては、ふるさと納税の増加に伴い、返礼品等の委託料をはじめとする関係経費を追加するものでございます。

次に、11ページでございます。10款．教育費、1項．教育総務費、2目．事務局費41万5000円の追加及び4項．社会教育費、1目．社会教育総務費136万4000円の追加につきましては、5月20日付け人事異動による職員の減に伴い、教育委員会で臨時職員を雇用することに伴う関係経費を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号

平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称） 建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について

○議長（山下敏二）日程第14、議案第2号『平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）次に、議案第2号でございます。

『平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について』、平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）請負契約を、次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は阿部・塩島・赤石・山谷経常建設共同企業体、代表者 小樽市緑1丁目5番1号、阿部建設株式会社 代表取締役 中野 豊。契約金額は2億1384万円、うち消費税及び地方消費税分は1584万円となっております。工期については、平成27年6月5日から平成28年2月5日までとなっております。

詳細につきましては、嶋井住民課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○住民課長（嶋井康夫）議長。

○議長（山下敏二）嶋井住民課長。

○住民課長（嶋井康夫）議案第2号、平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）の契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

町の条例により、工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は2億1861万3600円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

主な工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積が632.75㎡、191.4坪、それぞれの部分としまして、コミュニティセンター部分が413.50㎡、125.1坪、大江へき地保育所部分が199.25㎡、60.3坪、防災用備蓄倉庫部分が20㎡で6坪ということの建築工事でございます。

お手元の入札結果一覧表、1ページをお開き願います。指名業者につきましては、経常建設共同企業体3社と建設業者3社の計6社を指名し、5月27日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、1回目の入札におきまして、阿部・塩島・赤石・山谷経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億9800万円でありまして、この金額は入札書比較価格2億242万円に対し、97.8%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては2億1384万円で、予定工期につきましては、平成27年6月5日から平成28年2月5日までとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）ちょっと大江のコミュニティで聞いたかったんですけども、ちょっと総務課の方だと思うんですけど、ちょっと間違ったらすみません。あそこの校舎、元の小学校の校舎の伐採、やりましたよね。そのときにですね、太い木は業者をお願いして撤去したはずでございます。その後、町の広報に載って、あそこに倒れている雑木の欲しい方は、町に言っていくらでもあげるよというようなふうの確か、広報が回ったというふうになっております。実際ちょっと人に頼まれまして、その現地を見に行ったときに、残っている木が太いのかなと思ったら、本当の雑木で枝ばかりだったんですよ。その工事、その枝をですね、強いて言えば、町民の方に片付けてほしいような木だったわけですよ。そしてその後、要は候補がないということで、町が業者を頼んで処分したようなお話を伺っておりますけども、その辺の経緯はどうなっているのか、ちょっと付随なら付随ということなんですけども、ちょっと聞かせていただけないかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）旧大江小学校のグラウンドの立木の伐採でありますけども、昨年度ですね、太い木を伐採しまして、それは売払い、太い木だけは売払いということで、約18万円で売っております。それで、枝等はですね、処分しないということでありまして、そういう条件で委託しましたので、それをですね、新年度にですね、処分するということでありまして、それをですね、ある程度、量がかさむものですから、ある程度、町民の方にですね、使用してもらいたいということで、広報でですね、流して周知しましたけども、誰もっていうか、一人もですね、排除に来てくれた方はいないということでありまして、今月中にですね、新年度予算でですね、除去したっていうことでもあります。以上であります。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）課長の答弁、わかりました。ただね、ちょっと気になったのは、せっかく伐採して片付けるんですから、やはりその辺もきちんと把握した中で、一緒に片付けてもらえば、逆にその経費は安く済んだのかなというふうに思うんです。多分、町民の方に持って行ってっていても、多分薪に使うんじゃないかなと思うんですけども、薪にしても薪にならないようなその現物がある。そしてその伐採する工事が一つ、後片付けの工事が一つということで、同じ一つの事業をやるのに、二つのその、二つにまたいでその事業をやるという、その私的に考えるとちょっと無駄ではないのかなというふうに思うんですよ。いくらかかった工事かわかりませんが、その辺やはりこれからちょっと工事のやり方、もうちょっと早くしてですね、予算額を削減できるような工事の仕方っていうものは、その行政として考えられないのか。その辺どう思っているのか。本当にちょっと見に行きましたけど、町民の方に対しても失礼じゃないかなというふうに痛感したわけですけども、その辺いかがでしょうか。

○総務課長（林 典克）議長。

○議長（山下敏二）林総務課長。

○総務課長（林 典克）この伐採はですね、昨年9月の中旬から行いまして、それで予算がですね、すべてをですね、枝を排除するまでの予算がですね、当初から見えてませんでしたので、とりあえず、伐採する予算だけの範囲で行って、排除するのは27年度予算っていうことで、考えておりましたので、今回この

ようになりました。以上であります。

○8番（横関一雄）議長。

○議長（山下敏二）横関君。

○8番（横関一雄）課長の答弁はわかるんですよ。ですけど、結果論として、実際にそれができるかできないかということは、憶測の中でも、それはもうわかると思うんですよ、多分に。せっかく今みんな、町のお金をどう有効に使おうか、どうやって少ない金額で工事をしてもらおうかっていうことを考えてるんですから、その辺の、例えばその木が処分できないんで、太い木から何から全部片付けるっていうのはわかるんですよ。太い木だけは私は持っていきますけど、細い木はできませんっていう、そういう業者を選択する事態がちょっと、私としては間違っているじゃないかなというふうに思いますんで、あまりしつこくは言いませんけども、今後、やはりもうちょっと慎重に町のお金を使っていけるような取組みをしてほしいと思います。以上です。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今、横関議員がおっしゃったとおりですね、今後はですね、処理と伐採をともにですね、一緒に行えば、もう少し経費削減になったのかという部分、懸念材料もございますので、今後におきましても、仁木町の予算をですね、有効的に使うっていうことを心がけながら、物事をですね、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下敏二）他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第3号

平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について

○議長（山下敏二）日程第15、議案第3号『平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について、平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約を、次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年6月2日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方、櫻・北悠・仁木重機・長内經常建設共同企業体、代表者 虻田郡京極町字京極568番地、株式会社 櫻組 代表取締役 櫻 貢。契約金額は1億1394万円、うち消費税及び地方消費税分は844万円となっております。工期につきましては、平成27年6月5日から平成28年2月29日までとなっております。詳細につきましては、岩佐建設課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○財政課長（岩佐弘樹）議長。

○議長（山下敏二）岩佐建設課長。

○財政課長（岩佐弘樹）議案第3号、平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事の契約締結につきまして、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億1479万3200円でありましたので、今臨時会に上程してございます。

はじめに、お手元の配水管布設工事位置図、1ページをお開き願います。青色で塗られてる箇所、国道5号は歩道内に、また、町道試験地通りは路肩に配水管を布設する工事でありまして、主な工事内容につきましては、環形100mmの水道配水用ポリエチレン管1007m、75mmが366.6m、50mmが713.5m等合わせて3169.8mの配水管を新たに布設する工事でございます。

続きまして、お手元の入札結果一覧表、2ページをお開き願います。指名業者につきましては、単体業者1社と4經常建設共同企業体の計5社を指名し、5月27日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、櫻・北悠・仁木重機・長内經常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては1億550万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億629万円に対し、99.3%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては1億1394万円で、予定工期につきましては、平成27年6月5日から平成28年2月29日までとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（山下敏二）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時47分

再 開 午後 1時47分

○議長（山下敏二）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（佐藤聖一郎）議長。

○議長（山下敏二）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）山下議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

平成27年第2回仁木町議会臨時会の閉会にあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議の下、ご可決賜り衷心より感謝と御礼を申し上げます。

今年も早いもので、6月に入りましたが、暖かい日が続き、農作物の生育も順調に進んでいると伺っております。昨日の北海道新聞の一面に、国の地方創生交付金を活用するプレミアム商品券についての記事が掲載されておりました。道内では、本町を除く市町村が地元消費の喚起につなげるための施策として取り組む予定であります。一方で、本町では地元農産物の割引販売を行い、町内はもちろん町外からも多くの人々を呼び込み、本町の農産物を広く周知させてまいりたいと考えております。以前も申しましたが、私はプレミアム商品券を扱うことに対して、決して否定的ではなく、むしろ一時的な個人消費を喚起するには、有効的な経済対策であると考えております。しかし、地方創生の観点から言えば、重要なのは、この交付税を活用して、地域にある潜在需要を掘り起こすことが大切なのではないかと、私は捉えております。地域住民に対しましては、プレミアム商品券という形で還元することにより、少しでも安く生活必需品が購入できて、また町内の消費を高めるには多少なりとも効果があると思いますが、長い目で見た際に、これから先、多くの観光客が継続的に町に訪れていただき、消費をしていただけることの方が、町にとっても大きな利益につながると思いますし、その結果、充実した住民サービスを提供することにつながると考えております。近い将来、本町には北海道横断自動車道が整備されます。札幌などの都市部から新たな人の流れが生じることが予測される中、本町を決して通過型の地域にしないためにも、今から魅力ある地域づくりをしていかなければなりません。本町にある観光資源の幅を拡大させて、振興を図っていくことが、後に大きな力になると信じております。また、本議会でも賜りました様々なご意見・ご指摘等を踏まえ、今後の町政運営に反映してまいり所存でありますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

結びに、数週間後には、6月の定例会が控えておりますので、くれぐれもご自愛くださいますことをご祈念申し上げますとともに、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（山下敏二）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下敏二）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。平成27年第2回仁木町議会臨時会を閉会します。

ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午後 1時51分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成27年第2回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成27年6月2日（1日間）

（開会～午前10時30分／閉会～午後1時51分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告第1号	平成26年度仁木町繰越明許費繰越計算書の報告について	H27.6.2	報 告
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）	H27.6.2	承認可決
承認第2号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	H27.6.2	承認可決
承認第3号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	H27.6.2	承認可決
承認第4号	専決処分事項の承認について 平成26年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	H27.6.2	承認可決
承認第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	H27.6.2	承認可決
承認第6号	専決処分事項の承認について 平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	H27.6.2	承認可決
議案第1号	平成27年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	H27.6.2	原案可決
議案第2号	平成27年度大江地区コミュニティセンター（仮称）建設工事（建築主体工事） 請負契約の締結について	H27.6.2	原案可決
議案第3号	平成27年度配水管整備事業仁木地区北町配水管布設工事請負契約の締結について	H27.6.2	原案可決